

令和4年（2022年）9月（第9回）教育委員会会議

1 開催日時

令和4年9月21日（水）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階会議室（4－1）

3 議 題

- ・議案第19号 一般図書の選定について
- ・議案第20号 物品購入の件（移動図書館車）について
- ・その他の事項
 - 宇部市青少年問題協議会委員の任命について
 - 寄附の報告について

令和 5 年度使用 一般図書選定案

学校名	発行者名	一般図書名
東岐波小学校	株式会社 学研プラス	名作よんでよんで おやすみ前のお話 3 6 6 話 4 冊入り
	有限会社 KOBATO	中級編ジャンプアップ さんすうⅢ
岬小学校	株式会社 同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)

宇部市青少年問題協議会 委員等名簿(案)

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

		氏 名		所 属	在任
1	委員	ツネシゲ ツネツ三 恒吉 徹三	男	山口大学教育学部	3年目
2	委員	イケダ リウカク 池田 良鶴	女	宇部市保護区保護司会	5年目
3	委員	アサダ ヒロユキ 浅田 宏之	男	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会	新
4	委員	ヤマモト リョ 山本 紀子	女	宇部市民生児童委員協議会	5年目
5	委員	オオキ リョ子 大木 容子	女	宇部地区更生保護女性会	新
6	委員	フジモト ナオミ 藤本 直美	女	宇部市地区ふれあい運動推進員会連絡協議会	新
7	委員	スギナガ ミサコ 杉永美佐子	女	宇部市子ども会育成連絡協議会	3年目
8	委員	ミムラ ミツ 三村 美和	女	宇部市PTA連合会	3年目
9	委員	ウエノ アツコ 上野 厚子	女	宇部市私立幼稚園連合会 (宇部鴻城幼稚園 園長)	新
10	委員	ヤマモト ケイイチ 山本 啓一	男	厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会 (山口県立宇部高等学校 教諭)	新
11	委員	スギハラ サナエ 杉原 早苗	女	宇部市児童生徒健全育成協議会 (厚東川中学校 校長)	1年目
12	委員	カメダ シンヅ 亀田 能史	女	宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会	2年目
13	委員	ノウミ アキラ 能美 朗	男	宇部市スポーツコミッション	3年目
14	委員	ヤマモト マキコ 山本麻紀子	女	宇部市文化創造財団	7年目

		氏 名	所 属
1	専門部員	クロサイ トオル 黒幸 徹	宇部警察署 生活安全課
2	専門部員	クランゲ シンアキ 倉重 圭亮	宇部市教育委員会事務局 学校教育課
3	専門部員	ナカヤマ ユウコ 中山 優子	宇部市教育委員会事務局 社会教育課
4	専門部員	カウ タカヒサ 加藤 貴久	宇部市こども未来部 こども政策課

事務局 宇部市教育委員会事務局 教育支援課

○宇部市青少年問題協議会条例

昭和三十四年十月二十四日

条例第五十五号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号。以下「法」という。)第一条の規定に基づき、宇部市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第二条 協議会を組織する委員の数は、二十人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 市民

二 学識経験者

三 関係団体の代表者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副会長一人を置き、会長が委員のうちからこれを指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会及び部員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため専門部会を置く。

2 専門部会の部員(以下「専門部員」という。)は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要に事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※附則の一部を省略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇部市青少年問題協議会条例に規定する委員である者は、改正後の宇部市青少年問題協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第二項の規定により委員として任命された者とみなす。

3 前項の規定により委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十六年九月三十日までとする。

寄 附 (8月分)

令和4年9月21日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和4年8月3日	匿 名	3,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算124回目)